

## ●プレスの方へのご案内

### (第37回日本臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会における取材について)

第37回日本臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会(以下「学会」とする)における取材について、下記の項目を遵守するようにお願いいたします。規則をお守り頂けない場合、対応の申し入れ、入場のお断り、または退場を命ずることがありますことをご了承ください。

#### 1. 参加資格について

本大会に参加し、取材活動が出来る方(以下「プレス」とする)は、以下のとおりです。

- ・新聞・テレビ・ラジオ等の報道関係の方
- ・その他雑誌等の記者の方

※広告代理店などで、自社の営業活動を目的としている場合は、ここでいう「プレス」には当たりませんので、一般参加者として参加登録をお願いいたします。

#### 2. 参加料について

プレスの方の参加費は、無料です。

※ただし、プログラム・抄録集(1部2,000円)は別途ご購入ください。

#### 3. 事前申込

- ・会場内における取材に関しては、会頭の事前の許可を必要とします。

当日のお申込みは受けませんのでご注意ください。

- ・受付締切は**4月16日(金) 17:00 必着**です。締切り後の受付は一切いたしません。

所定の取材許可申請書に必要事項を記載の上、運営事務局まで FAX またはメール添付で提出してください。

申請書受付後、3営業日以内に受領のメールを返信いたします。また、会頭の許可が取れ次第、許可のメールをお送りしますので、許可メールを受領できていない場合、必ず事前に御連絡ください。

※当日のお申込みおよび許可メール未受信のお申し出は受けませんのでご注意ください。

#### 4. 当日の受付について

- ・会頭の事前の許可を得たプレスの方は、当日入場に際しては、学会の総合案内(帝国ホテル東京本館 2F プロムナード)にお越しください。

- ・総合案内にて、名刺と引き換えにプレス用参加証と写真撮影がある場合は取材腕章をお渡しします。会場内では必ず着用をお願いします。

- ・プレス用参加証と取材腕章は、各日ごとにお帰りの際にご返却ください。

- ・お申込み時とやむを得ず取材内容が変更となった場合には、必ずお申し出ください。但し、変更内容によっては取材をお断りする場合もございますので、ご注意ください。

#### 5. 取材の仕方について

取材に際しましては、下記「取材規定」を遵守してください。

## 第37回日本臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会に関する取材規定

本大会における取材については、以下の項目を遵守するものとする。万が一、本規定に反した場合は、貴社に対して対応を申し入れる場合があることをご了承ください。

1. 取材に当たっては、会頭、運営事務局、各講演座長・演者などの指示に従うものとする。
2. 「取材許可申請書」により大会に申請し、許可された取材対象セッション以外は、一切取材しないものとする。(特別講演 2(日本医師会講演)・特別講演 3(厚生労働省講演)につきましては取材禁止セッションとなります。撮影・録音はお断りいたします。)
3. 特定の取材対象となる参加者へは、事前に取材(収録)する旨の承諾を直接本人から得るものとする。(収録の場合は演者のみではなく、必ず座長にも許可を得る。企業共催のセッションの場合は該当企業にも許可を得ることとする。)学会は、プレスがこの承諾を得るための参加者の呼び出し等の仲介行為を一切行わない。
4. 発表中のスクリーン映像(ポスター発表も同様)は全て著作物につき、許可なく転載・放送することは禁止する。
5. プログラムの進行を妨げないように取材する。発表者への取材がある場合は、各セッション終了後に限定する。その際、対象者の意に反するような無理な取材は謹んで頂く。
6. 写真・収録撮影時におけるストロボ使用は禁止する。ライト使用については学会の運営に支障がでないよう十分に配慮する。撮影時にシャッター音がするような機器の使用は禁止とする。  
※機材の電源や音声ラインを使用する場合には、事前にお申し出ください。  
事前のお申し出がない場合、ご希望に添えないことがあります。また、使用料が発生する場合がありますので、予めご了承ください。
7. 対象者以外の撮影はできるだけ避けるようにし、万が一写った場合には個人が特定できないようにする。
8. 受付風景、会場入り口看板、ポスター会場、企業展示会など、風景撮影に関しては、来場者にカメラを向けたりすることなく、全体風景を撮影する場合のみ、風景写真として撮影を許可する。
9. 報道以外の記事掲載等の取材内容については、事前に学会側が記事の内容をチェックするものとする。決して、特定の企業や特定の商品・医薬品への誹謗中傷となるような記事は掲載しないものとする。
10. その他、不明な点があれば、速やかに学会側に相談して許可を得るものとする。